

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

人事委員会規則	ページ
人事委員会規則三(管理職手当)の一部を改正する規則	1
人事委員会規則六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則	1
人事委員会規則九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則	1
人事委員会規則一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則	1
人事委員会規則一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則	1
人事委員会訓令	
人事委員会事務局処務規程の一部を改正する規程	2

人事委員会規則

人事委員会規則七 三(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月二十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 三(管理職手当)の一部を改正する規則

規則七 三(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表知事部局本庁の項中「技術管理監」を「技術管理監 企業誘致専門監」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

人事委員会規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月二十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則

規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。

別表第一の一級地の項中「平鹿郡」を「横手市」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

人事委員会規則九 九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月二十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則九 九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則

規則九 九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を次のように改正する。

別表第一中「日本道路公団」を削る。

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

人事委員会規則一一 〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月二十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一 〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一一 〇(管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務局(本庁)の項中「企業専門監」を「企業専門監 企業誘致専門監」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

人事委員会規則一一 一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月二十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一 一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。
 別表第一横手市の項を削り、同表鹿角市の項の次に次のように加える。

機 出 関 先	本 庁
議会事務局 市長部局 収入役室 教育委員会事務局 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局 監査委員事務局 総合支所 教育事務所 選挙管理委員会出張所 農業委員会 総合支所 務所 清掃事業所 公民館 青少年ホ ム 図書館 文化会館 郷土資料館 ポータル ザ	局長、主席参事 部長、行政改革推進本部局長、国体事務局局長、部の次長、政策監、主幹、技監、課長、CAT Vセンター所長、主席参事、総務課長補佐、職員課長補佐、財政課長補佐、秘書室長 室長、主幹、技監、課長 教育長、教育次長、主幹、課長、主席参事、総務課長補佐 局長、主席参事 局長、主席参事 局長 支所長、主幹、課長、主席参事、出張所長 所長、政策監、主幹、課長、主席参事 所長 所長 所長、主席参事 館長、主席参事 館長 館長、主席参事 館長 館長 館長

特別養護老人ホーム	施設長、主席参事
鳥海診療所	所長、事務長
休養宿泊施設 設鳥海荘	主席参事

別表第一仁賀保町の項から大雄村の項まで、横手平鹿広域市町村圏組合の項、角館町外二か町村公衆衛生施設組合の項及び大森町大雄村共有財産管理組合の項を削る。

附則
この規則は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、別表第一鹿角市の項の次に次のように加える改正規定並びに同表仁賀保町の項から大雄村の項まで、横手平鹿広域市町村圏組合の項、角館町外二か町村公衆衛生施設組合の項及び大森町大雄村共有財産管理組合の項を削る改正規定（角館町の項、田沢湖町の項、西木村の項及び角館町外二か町村公衆衛生施設組合の項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

人事委員会訓令

秋田県人事委員会訓令第三号

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年九月二十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局処務規程（昭和三十五年秋田県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号を次のように改める。

五 事務局職員の通勤手当の届出に係る事実の確認、額の決定等並びに児童手当の受給資格及び額の認定等に関する事。

第九条を第十条とし、第五条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の一条を加える。

（補助執行）

第五条 秋田県行政組織規則（昭和五十六年秋田県規則第二十一号）第四条第二項に規定する総務事務センターの長（以下「センター長」という。）その他の総務事務センターの職員は、事務局職員の扶養手当、住居手当及び単身赴任手当の届出に係る事実の確認、額の決定等に関する事務を補助執行するものとする。

- 2 センター長は、前項に規定する事務を専決することができる。
 - 3 前項の規定によりセンター長が専決する事務について、センター長が不在のときは、総務事務センターの当該事務を所掌する班の班長が代決することができる。
- 別表中「第五条」を「第六条」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年十月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄